

松高第1782号

平成31年3月13日

事業所各位

松原市健康部高齢介護課

## 入院時情報連携加算について（通知）

平素は、松原市介護保険行政に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

標記の件について、下記のとおりの算定と致しておりますので、関係者の方へご周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### ① 入院時情報連携加算（Ⅰ）200単位

利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

#### ② 入院時情報連携加算（Ⅱ）100単位

利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。

※入院してから3日以内の起算日について、入院日を含む。

（例・4月1日に入院した場合、4月3日が3日目）

今後とも宜しく御願ひ申し上げます。

松原市健康部高齢介護課 認定係

TEL 072-334-1550